

# 障害児支援について

平成27年3月17日

## 障害児支援の在り方について①

### <現状>

- 障害児支援は障害児通所支援(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)と障害児入所支援(福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設)によって行われている。(障害児支援の強化を図るため、従来の障害種別ごとに分かれていた施設体系について、平成24年度から通所・入所の利用形態の別により一元化。)
- 地域生活支援事業において、ピアサポートやペアレントメンターの養成等を行う事業が補助対象となっている。
- 児童福祉法第7条第2項において「重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童」を重症心身障害児と定義していることから、経管栄養や胃ろう等の医療的なケアが必要な児童であっても、移動が可能であったり、知的障害が無い場合や、重度の知的障害を有するが肢体不自由がなく、自傷、異食等の行動障害を有するいわゆる「動く重心」については原則として重症心身障害児としての支援は受けることはできない。
- 平成27年度報酬改定において、家族等に対する相談援助の充実の観点から、家庭連携加算が障害児通所支援と同日算定できるよう見直しを図るほか、障害児通所支援事業所等において、障害児及びその家族に相談援助を行った場合に算定が可能な事業所内相談支援加算を創設することとしている。また、重症心身障害児に対する支援の充実を図るため、延長支援加算や送迎加算の拡充を図ることとしている。

### (参考)障害児支援の在り方に関する検討会報告書

- 「地域社会への参加・包容(インクルージョン)の基本理念を踏まえ、一般的な子育て支援施策における障害児の受入れを進めることにあわせて、障害児支援を、施設・事業所等が持っている専門的な知識・経験に基づき一般的な子育て支援施策をバックアップする後方支援として位置づけ、保育所等の育ちの場における障害児の支援に協力できるような体制づくりを進めていくことが必要」との指摘がなされている。
- 「(障害児に関する)障害福祉計画への記載はあくまでも努力義務にとどまっており、厚生労働省においては、全ての都道府県・市町村において計画が作られるように、他の障害福祉サービスと同様に障害福祉計画への記載義務を法定化する方向で検討すべきである」との指摘がなされている。
- 「多くの関係機関に専門的な知識・経験を還元するために、(保育所等訪問支援が)制度上認められる訪問対象先を拡大し、医療機関や児童養護施設等を追加することを検討すべき」との指摘がなされている。
- 「家族支援の充実」について、「子どもの育ちを支える力」の向上、精神面でのケア・カウンセリング等の支援、ケアを一時的に代行する支援の充実、保護者の就労のための支援、きょうだい支援の項目立てで提言がなされた。
- 特別支援学校高等部を退学するなどした場合の障害児は、主に小学校就学前の児童と一緒に児童発達支援を利用するしかない現状を踏まえ、「放課後等デイサービスは、学校を退学したため学籍をなくした障害児が利用を希望する場合について利用できるようにすべきである。」との意見がなされた。

## 障害児支援の在り方について②

### <ヒアリングにおける主な意見>

- 発達が気になる子どもは、すべての一般児童施策においてまず一義的に適切な支援と保護を受けるべき。障害の有無や程度にかかわらず、ユニバーサルな社会、インクルーシブな社会の構築を目指すべき。(全国児童発達支援協議会)
- 障害児の支援に当たっては、本人の権利はもちろん、きょうだいや保護者の生活や暮らしの権利にも十分に配慮されるべき。家族やきょうだいの支援は障害児支援とセット。(全国児童発達支援協議会)
- レスパイトやショートステイ等の確保、ピアサポートや親の会等当事者による体験的知識を活かした相談支援が重要。(難病の子ども支援全国ネットワーク)
- 自立支援法施行時から、区分判定は積み残しの課題である。(全国手をつなぐ育成会連合会)

### <今後議論を深めるべき事項(案)>

家族支援や医療的なケアが必要な障害児への支援も含め、障害児支援の在り方についてどう考えるか。

## 障害児支援の質の向上について①

### <現状>

#### (支援の質の向上・充実について)

- 児童福祉法において、保育所等訪問支援は「当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与」、児童発達支援は「施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与」とそれぞれ規定されている。
- 障害児支援の在り方に関する検討会報告書の提言を受け、平成26年10月6日から障害児通所支援に関するガイドライン策定検討会を開催し、放課後等デイサービスについてのガイドライン策定に向けた検討を行っている。
- 平成27年度報酬改定において、支援の質を確保する観点から児童指導員等の一定の要件を満たす職員を配置している事業所についての加算を創設することとしている。

#### (参考)障害児支援の在り方に関する検討会報告書

- 「児童発達支援等の事業所から居宅への訪問型の療育支援の制度化に向けて検討を行うべき」との指摘がなされている。

#### (医療的ケアが必要な障害児及び重症心身障害児について)

- 重症心身障害児者に対しては、児者一貫した支援が必要であることから、医療型障害児入所施設と療養介護事業所のいずれか一方の指定基準を満たせば他方の指定も同時に受けることが可能な仕組みとなっている。
- 障害者支援施設と福祉型障害児入所施設においても、平成24年度に施行された改正児童福祉法によって障害児入所施設入所中の18歳を超えた障害者が、施設から追い出されることを防ぐため、いずれか一方の指定基準を満たせば他方の指定も同時に受けることが可能な仕組みとなっている。
- 一体運用の取扱いは主管課長会議等で平成30年3月31日までの措置であると周知している。

## 障害児支援の質の向上について②

### <現状> (続き)

- 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準において「指定障害児入所施設は、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。」とされている。
- 平成24年度から平成26年度まで、個別の施設等における、総合的な調整を行うコーディネーターを配置した上で、関係機関との連携や地域住民に対する理解促進等を進め、重症心身障害児者の地域生活の向上を図るための先進的な取り組みに対して助成を行う「重症心身障害児者の地域生活モデル事業」を実施している。
- 平成27年度予算案においては、都道府県、指定都市、児童相談所設置市が行うコーディネーターを中心とした広域的な視点での関係機関の連携や人材育成の取組に対して補助を実施する「重症心身障害児者支援体制整備モデル事業」が計上されている。
- 平成27年度報酬改定において医療型障害児入所施設の基本報酬に有期・有目的入所の場合の基本単価を新設している。また、福祉型障害児入所施設同様の心理担当職員配置加算を創設することとしている。
- 同じく、報酬改定において福祉型児童発達支援センターと医療型児童発達支援センターの福祉職員の人員配置の不均衡を是正するため、医療型児童発達支援センターにおいて保育職員加配加算を創設することとしている。

### (参考)障害児支援の在り方に関する検討会報告書

- 「今後、障害種別ごとの専門性を維持することにも配慮した上で、人員配置基準や報酬体系の一元化についてもさらに進めるべきである。」との意見がなされた。



## 障害児支援の質の向上について③

### <ヒアリングにおける主な意見>

#### (支援の質の向上・充実について)

- 公的な発達支援事業について、保育指針等のような最低限のハード・ソフト面のガイドラインが必要。また、放課後等デイサービス等の在り方について、一定のガイドラインや児童発達支援管理責任者の研修、スタッフの質の担保等を早急に検討すべき(全国児童発達支援協議会)
- 子どもを対象とする事業者を増やすためには、利用者の都合でキャンセルした場合にも、事業者への報酬が必要。また、ヘルパーや看護師が事業所から自宅等へ移動する時間に係る報酬も必要。(難病の子ども支援全国ネットワーク)
- レスパイトやショートステイ等の確保、ピアサポートや親の会等当事者による体験的知識を活かした相談支援が重要。(難病の子ども支援全国ネットワーク)【再掲】

#### (医療的ケアが必要な障害児及び重症心身障害児について)

- 重症心身障害児者の一貫した療育が続けられるよう、現在の療養介護・医療型障害児入所施設の定員区分における流動的な取扱いを維持していただきたい。(全国重症心身障害児(者)を守る会、日本重症心身障害福祉協会)
- 重症児者支援コーディネーターには、経験を積み、専門性があり、人格的に優れた人が求められる。(重症心身障害児(者)を守る会)
- 重症児者を支援するコーディネーターは医療関係者、重症児施設等と対等でなければならないので、医療的対応の経験、相談支援の能力、重症児についての知識が必要。(全国重症心身障害日中活動支援協議会)
- 医療型障害児入所施設について、有期の医療療育の入所に対する報酬上の評価、加算措置の拡充(心理的ケア加算、家族支援加算、地域支援加算)をして欲しい。(全国肢体不自由児施設運営協議会)
- 医療型障害児入所施設について、障害種別ごとの専門性の維持に配慮しつつ必要な人員配置が可能となるような給付費の設定をして欲しい。(全国肢体不自由児施設運営協議会)
- 超重症児を受入れられるように、人員基準及び報酬体系についての見直しが必要(全国重症心身障害日中活動支援協議会)

## 障害児支援の質の向上について④

<今後議論を深めるべき事項(案)>

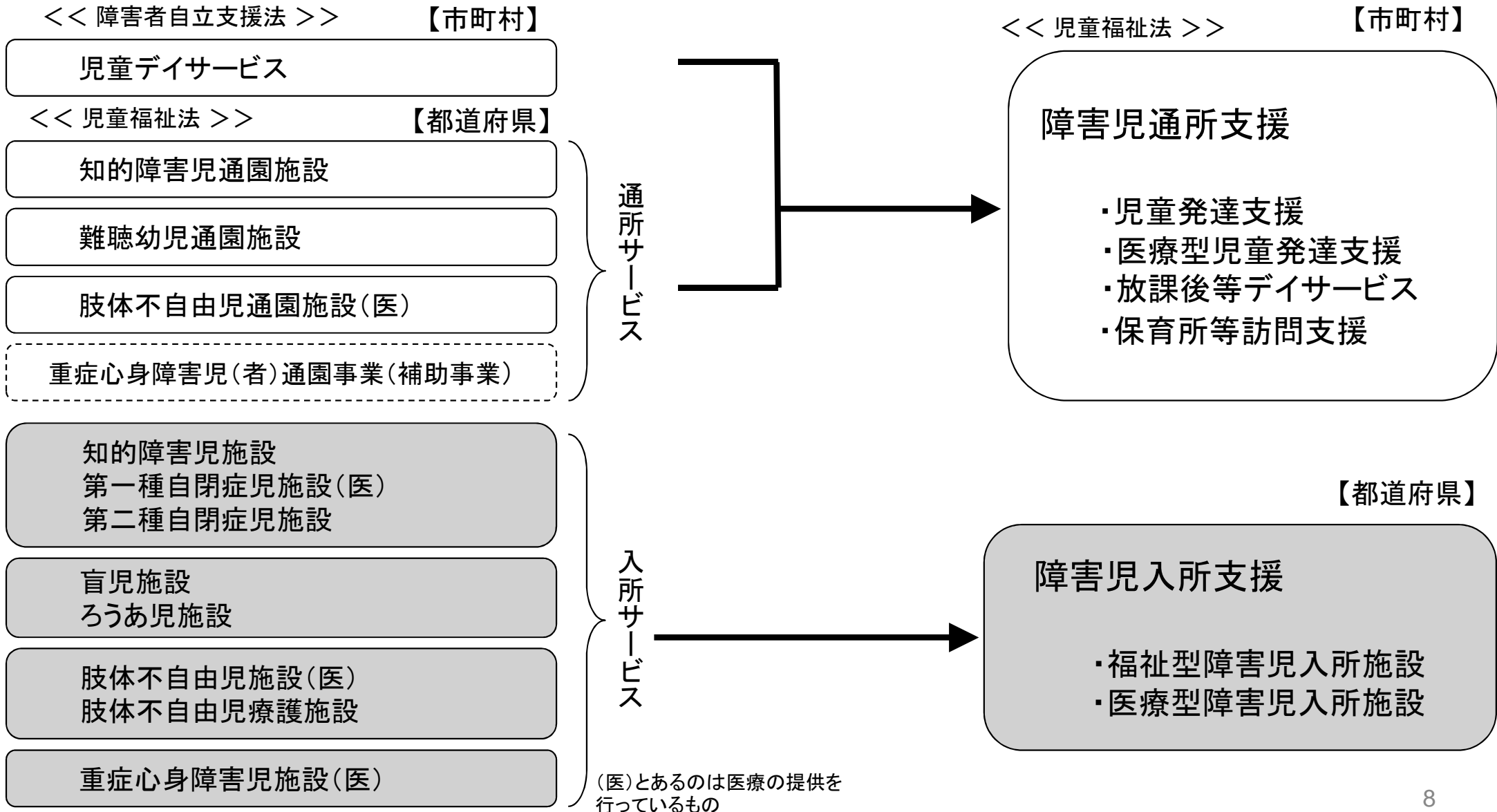
医療的ケアが必要な障害児や重症心身障害児をはじめ、障害児支援の質の向上をどのように図っていくか。

# 參考資料



# 平成24年度の児童福祉法改正による障害児施設・事業の一元化

○ 障害児支援の強化を図るため、従来の障害種別で分かれていた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化。



重症心身障害児者への支援の強化・充実を図るため、地域の中核となる重症心身障害児者支援センターを設置し、市町村・事業所等への支援、医療機関との連携等を行い、地域全体における重層的な支援体制の構築を図る取組みを進める都道府県・指定都市・児童相談所設置市に対して補助を実施する。

※将来的には、全ての都道府県・指定都市・児相設置市の設置を目指す

都道府県等

## 重症心身障害児者支援センター

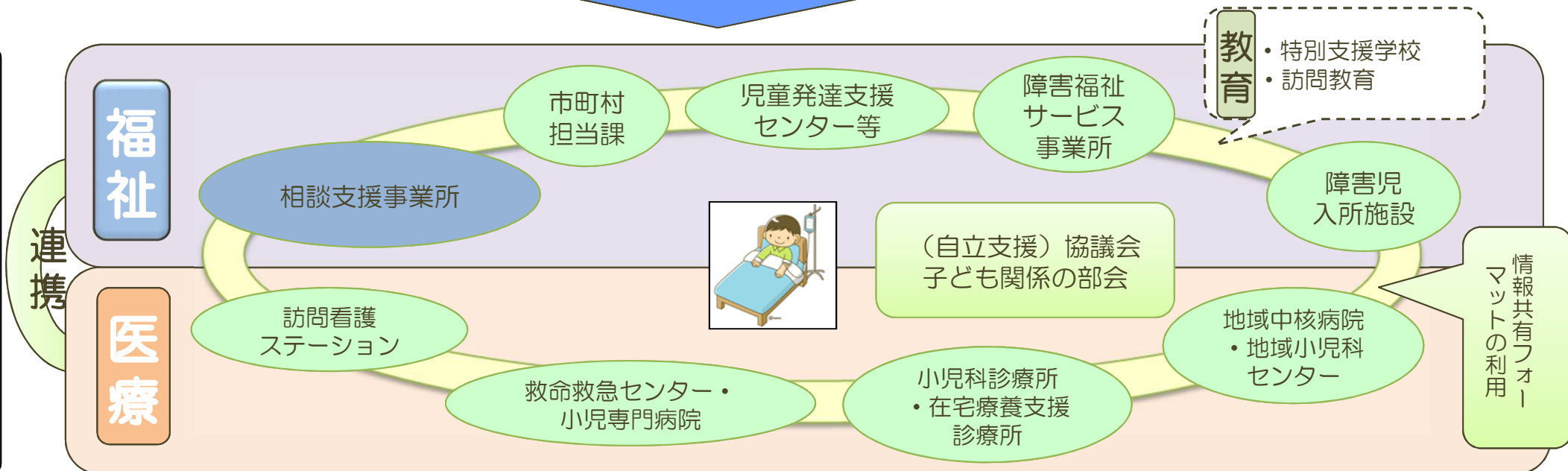


重症心身障害児者支援  
コーディネーター  
(仮称)

- コーディネート機能
  - ・市町村、事業所等の支援
  - ・新規資源の開拓（既存施設、インフォーマル・サービス等）
  - ・地域住民に対する情報提供
- 人材育成

## バックアップ

市町村・広域



# 今後の障害児支援の在り方について

～「発達支援」が必要な子どもの支援はどうあるべきか～

平成26年7月16日  
障害児支援の在り方に関する検討会

(報告書のポイント)

## 基本理念

- 地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進と合理的配慮
- 障害児の地域社会への参加・包容を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割の発揮

障害児本人の最善の利益の保障

家族支援の重視

## 地域における「縦横連携」の推進

- ライフステージに応じた切れ目の無い支援(縦の連携)
- 保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等とも連携した地域支援体制の確立(横の連携)

相談支援の推進

支援に関する  
情報の共有化

児童相談所等との  
連携

支援者の専門性  
の向上等

## <報告書提言の主な内容(1)>

### ① 地域における「縦横連携」を進めるための体制づくり

- 児童発達支援センターを中心とした重層的な支援体制(各センターによる保育所等訪問支援・障害児相談支援の実施等)
- 保育所等訪問支援等の充実、入所施設への有期・有目的入所の検討
- 障害児相談支援の役割の拡充、ワンストップ対応を目指した子ども・子育て支援新制度の「利用者支援事業」との連携
- (自立支援)協議会の活性化、支援に関する情報の共有化を目的とした「サポートファイル」の活用
- 障害福祉計画における障害児支援の記載義務の法定化

### ② 「縦横連携」によるライフステージごとの個別の支援の充実

- ライフステージごとの支援(乳幼児期、小学校入学前、学齢期、卒業後)
- 保護者の「気づき」の段階からの支援、保育所等での丁寧なフォローによる専門的な支援へのつなぎ、障害児等療育支援事業等の活用
- 教育支援委員会や学校等との連携、卒業後を見据えた就労移行支援事業所等との連携

## <報告書提言の主な内容(2)>

### ③ 特別に配慮された支援が必要な障害児のための医療・福祉の連携

- 福祉の専門家だけでは適切に対応できないことを念頭に置いた医療・福祉の連携、医療機関や入所施設の専門性を活用した研修の実施
- 強度行動障害支援者養成研修の推進、重症心身障害児者の地域支援のコーディネート機能を持つ中核機関の整備に向けた検討

### ④ 家族支援の充実

- ペアレント・トレーニングの推進、精神面のケア、ケアを一時的に代行する支援、保護者の就労のための支援、家族の活動、障害児のきょうだい支援

### ⑤ 個々のサービスの質のさらなる確保

- 一元化を踏まえた職員配置等の検討、放課後等デイサービス等の障害児支援に関するガイドラインの策定
- 児童養護施設等の対応を踏まえた障害児入所施設の環境改善及び措置入所を含めた障害児入所支援の在り方の検討

→ 子ども・子育て支援及び障害児支援の計画的進展のための関連部門の連携